

岩手県知事 達増拓也 様

2022年8月31日  
日本共産党岩手県委員会  
委員長 菅原 則勝  
県議団 斉藤 信  
高田 一郎  
千田美津子

## 安倍元首相の「国葬」の中止を求める申し入れ

岸田文雄首相は7月14日、安倍晋三元首相について、今秋に「国葬」を行うと発表しました。7月22日の閣議で、「国葬」を9月27日に行うことを決定し、8月26日の閣議では、葬儀費用だけで2億5千万円かかると明らかにしました。

安倍元首相の「国葬」の実施には、1) 個人の葬儀を国が行う根拠法が存在しないこと、2) 特定の個人の葬儀費用を税金で執行することが、法の下での平等、思想や良心・信教・表現の自由、財政民主主義を定めた憲法に反すること、3) 安倍氏の政治的な業績に対する評価は定まっておらず、むしろ憲法に反する安保法制の強行、「モリカケ・サクラ疑惑」など行政の私物化、国会軽視、官僚統制の在り方などに厳しい批判があること。くわえて、連日報道されている統一協会と政治との癒着の中心に安倍氏が存在していたことは重大です。

報道各社の世論調査でも、「国葬に反対」50%（朝日8月29日）、「国葬を行うことを評価しない」50%（NHK8月8日）など、「国葬」に反対の声が多数となっています。

安倍元首相を、内政でも外交でも全面的に礼賛する立場で「国葬」を行うことは、国家として安倍氏の政治を賛美・礼賛することになります。また、安倍元首相に対する弔意を、個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。

8月18日、日本共産党や立憲民主党など野党6党・会派は憲法53条に基づく臨時国会の召集を要請しました。しかし、いまだに臨時国会を開かず、国会で説明をしようともしていないことは重大です。

国民の強い反対の声に押されて、8月26日の閣議では、「国葬」当日に各府省や関係機関、地方自治体や教育委員会に弔意表明の協力を求めない方針を示しました。

こうした状況を踏まえて、以下の点で「国葬」の中止を求めるとともに、弔意表明などの措置をとることがないよう申し入れます。

### 記

- 1、憲法の精神に反し、法的根拠のない、国民の多数が反対している安倍元首相の「国葬」の実施については中止を求めること。
- 2、県、教育委員会として、半旗の掲揚を含め弔意の表明も要請も行わないこと。

以 上